

令和 2 年 1 2 月 1 日

滝沢市議会議長 日向 清一 様

会 派 名 滝沢市民クラブ
代表者名 齋藤 明

政務活動（~~調査研究~~・~~研修~~・~~要請陳情等~~）実施報告書

滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例第 9 条に規定する使途基準に基づき、政務活動（~~調査研究~~・~~研修~~・~~要請陳情等~~）を実施したので、報告します。

記

- 1 期日
令和 2 年 1 0 月 3 0 日（金）
- 2 活動場所
岩手県盛岡市 岩手教育会館
- 3 参加者
齋藤 明、 日向 裕子、 松村 一
- 4 活動内容
別紙のとおり

政務活動シート

調査主体: 滝沢市民クラブ

調査項目名称	調査研究(視察含む) ・ 研修 ・ 要請陳情等
活動の理由 及び その目的	議員は、執行機関の事務執行を監視し、住民の民意をいかに反映できるかが、大きな課題とされている。それを実行する手段は、一般質問、予算決算審議がある。そこで、今回のセミナーを受講して、今後の議員・議会活動に生かす。
活動概要	<ul style="list-style-type: none">●実施日 令和2年10月30日(金) ●場所 盛岡市 岩手教育会館 ●内容 『議員の資質向上と政務活動費活用策』 講師 自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣
活動成果	<ul style="list-style-type: none">●特記事項(主な公演内容) 第一講 議員の資質向上 I 議会の役割・機能<ul style="list-style-type: none">○ 憲法93条 議事機関として議会を設置する。→審議する、熟議する機関○ 議決機関としての議会の機能<ul style="list-style-type: none">・地方自治法(96条第1項)の議決権が最も基本的で本質的 条例の制定や予算の議決など○ 長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能<ul style="list-style-type: none">・それぞれ直接住民を代表する機関である議会と長が、相互の牽制と 均衡の関係に立つという考え方に基づくもの⇒憲法上、いわゆる「二元代表制」が要請されている。議会は、住民の代表機関といった立場から、当該自治体の行政の全般にわたる監視機能を果たすことが求められる。決算の認定についても、執行機関の事務執行機能を担う重要な機関であると位置づけられる。<ul style="list-style-type: none">○ 議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う。<ul style="list-style-type: none">・議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正の動議、専門的 事項に係る調査、条例の制定改廃や予算の議決権等⇒議会の審議における政策提案等、地方分権が進展し、地方自治体の 自己決定の領域が拡大する中、議会の政策形成機能の一層の発揮 が求められている。しかし、現状は、あまり政策形成機能は発揮されていない? また、議員も政策形成機能にあまり関心がないのが現状だ。

活動成果

II 議員の役割・資質

○ 議員の役割

- ・住民の「代表」についての明確な規定はない。
→議会基本条例で規定している場合が多い
※本市議会では条例を制定し、それに基づいて活動している。

○ 議員に求められる資質

III 「二元代表制」と「議会改革」

(1) 「二元代表制」について

- 憲法上、地方公共団体の長と議会の二元主義が採用されていると一般に理解されている。

(国会)

内閣

←

(機関協調主義)

国会(与党、野党)

- ・国権の最高機関
- ・唯一立法機関

(地方自治)

執行機関

←

(機関競争(対立)主義)

議会(与党野党関係は想定されていない)

- ・地方自治最高機関ではない
- ・唯一の立法機関ではない

《二元代表制における議会の役割をどう捉えるか》

議会は、首長を支持する・支援する役割を住民は期待しているか？

⇒議会は、首長の追認機関ではない!!

議会は、首長とは、立場や役割が異なる ⇒ 二元代表制の意義
なにをするための議会なのか？議会の存在意義は何か？

○ 自治体をめぐる新しい状況

- 戦略をもって政策提言できる議会へ

- ⇒ これまでの「監視型」議会から「政策提言型」議会へ

(2) 「議会改革」について

○ 議会改革とは何か？

議会改革は、何を改革することか？

○ 定数削減・議員報酬減額は議会改革か？

○ 非常時における議会の在り方

○ 議会改革とは、二元代表制を追求することではないか？

第2講 政務活動費活用策

I 政務活動費とはなにか？

- ① 地方自治法の規定
- ② 「調査研究その他の活動」
- ③ 使途の透明性の確保
- ④ 「第二の報酬」と言われるのはなぜか？

II 政務活動費の適正な運用

- 1 使うことが目的ではなく、議員活動の成果を挙げるための支援措置
- 2 住民福祉増進のため、どのような活動を行うべきかが先決
- 3 政務活動費は、自費弁償を旨とすべき
- 4 議員が自発的に行うものとの認識が必要
- 5 政務活動費は、概算払いの預り金である
- 6 収支報告は、会計報告だけでなく、活動の成果報告である
- 7 まずは、議員活動を積極的に行うことが前提

<p>活動成果</p>	<p>Ⅲ 政務活動費と政策立案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政策立案能力 2 政策立案は、検討された課題を解決するための有効な対策をまとめること 3 政務活動費の在り方 <p>Ⅳ 政務活動費をめぐる問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政務活動費を廃止し、議員報酬を増額？ 2 政務活動はなにをかえるか？ 3 政策立法費に改正 <p>● 所感等</p> <p>このセミナーを受講して感じたことは、政務活動費の適正な運用は議員活動の成果を挙げるための支援措置であり、何のために使うかを十分認識して、議員活動しなければならないということである。</p> <p>本来政務活動費は、調査研究のために使用されるべきであるが、現状は研修費か広報費に使用されているようである。</p> <p>地方議会の中には、政務活動費を減額あるいは廃止して、報酬の中にその分を増額するなどの措置をしている議会もあり、それだと報告書の提出の必要性が無くなり、議員活動がやりやすくなるなどの面もあるが、報告の義務もなくなり、議会以外での活動が見えなくなる等の指摘もある。そのことはそれぞれの議会が判断し、定めればよいことである。</p> <p>また、多くの議員が政務活動費を使いきらないで、返金している事例が多くみられるが、そのことは議員活動の一環である、調査研究が十分行われていないとも受け取られかねないので、貴重な活動費を活かして議員活動すべきである。</p> <p>地方議会には、それぞれ自治体の財政事情があり、議員の報酬や政務活動費には差があり、政務活動が儘ならない議会もあるようだが、与えられた報酬の範囲で議員活動し、市民の負託に応じて行けば良いと考える。</p> <p>議員の政務活動費の不適切利用がマスコミに取り上げられ、社会問題になることがあり、残念に思う。</p> <p>こういう事件が無くならない限り、市民の議員に対する見方がよくなることは当然である。こうならないように日々の議員活動に真摯に取り組まなければならない。</p> <p>当市議会においては、政務活動費の使途は明確に定められており、報告書も提出され議会運営委員会で精査の上、ホームページに掲載し、市民にも閲覧できるようになっている。今後も市民の負託に十分応えるべく努力しなければならぬと感じ、有意義な研修であった。</p>
-------------	---